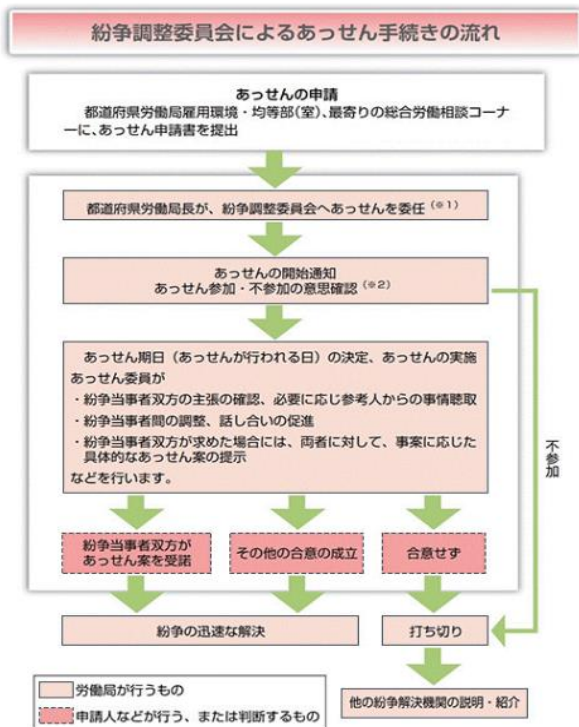


★労働委員会に企業も駆け込む

労使紛争の解決機関である労働委員会に、労働組合との団体交渉に不慣れな企業が駆け込む事例が相次いでいる。企業側が社外の大規模な全国型労組や合同ユニオンといった労組との交渉に対応しきれないためだ。労働委員会が間に入って調整する「あっせん」という解決手法が改めて見直されている。



労組と使用者の間で紛争が起きた時、労働委員会が解決手段として使う方法は実質的に「救済命令」と「あっせん」の2種類がある。救済命令は不当労働行為に対して出すもので労働組合法27条に基づき社名の公表もある。

「あっせん」は公益・労働者・使用者の3者による手続きで、労使双方の言い分を調整し、勝ち負けにこだわらない解決を目指す。労使関係調整法12条に基づく柔軟な制度で社名は出ない。労使共に申し立てはできるが、使用者である企業の申請は少なかった。景気回復に伴い、労働紛争は5年前から4割減った。しかし使用者側からの申し立ては上昇している。※労組が関係しない、個別労働関係紛争の「あっせん」であれば、社労士の中で特定社労士が、代理人として関与できるので、よろしく！

★働き方改革で若者繁华街に

2019年度の経済財政白によると、働き方改革の進展を検証したところ、都心ではオフィス街で昼間に比べた夜間の人手の伸びが前年を下回るのに対し、繁华街では上回り、外食や買い物に充てる時間が若年層を中心に増えたと分析している。

NTTドコモ系の携帯電話の端末情報を活用して、東京23区の滞在人口を「働き方改革」に焦点を絞って調べた。全体として1年前と比べると20歳～50歳代は日中に2.3%増加。景気の回復で就業者数が拡大し、特に女性の伸びが鮮明で働く女性が増えているのが伺われる。

一方で夜間人口の伸びは1.2%に留まり、白書は「働き方改革が進んでいる可能性が考えられる」と説明。特に20歳～30歳の男性の男性の帰宅時間が早まった事が想定される。ビックデータを活用すれば従来の公的統計に比べて経済の動きを迅速に把握できるメリットがある。

★「出戻り社員」熱烈歓迎

社員の「出戻り」を促す動きが活発になっている。以前は一般の中途採用と同様の扱いだったが、すかいらーくなど受け入れ制度を整える企業が相次ぐ。出戻り社員は仕事内容や社内事情を熟知した即戦力として扱える。「いろいろな会社を経験したが、やはりこの会社が一番働きやすい」と復帰した社員にそうしてもらえる同社の再雇用制度は「おかえりすかいらーく」と呼ばれる。退職した社員やパート・アルバイト専用の募集サイトを開設し、採用選考を申し込める仕組みを整え、これまでに数十人の退職社員が再び入社した。



なつこう撫子